

リフォーム工事券申込における注意事項確認承諾書（施主用）

長岡京市商工会

会長 藤井 宣之 様

記

- ① リフォーム工事券は、発行日より利用期限の令和 9 年 2 月 1 2 日までしか使用できないこと
- ② リフォーム工事券の使用期限を過ぎた場合、無効となること
- ③ 工事代金の支払い以外に、リフォーム工事券と現金との引換はできないこと
- ④ 万が一、盗難や滅失した場合でも、長岡京市商工会はその責を負わないこと
- ⑤ リフォーム工事券を申込した方以外の利用及び譲渡、転売などの行為は禁止されており、このような行為が発覚した場合はリフォーム工事券が無効となり、リフォーム工事券の返還をすること
- ⑥ リフォーム工事券の申込は、予算金額を超えますと抽選いたします。このため、申込書に記載した金額とならない場合があります。
- ⑦ リフォーム工事券の下記の利用制限内容を理解し承諾していること
 - 昨年度リフォーム工事券をご利用された同一住所又は同一世帯の方は、今年度は申込できないこと
 - 工事に付随しない什器備品類のみの購入に利用できないこと（例：照明器具、映像機器など）
 - 事業に供するための資産に係る工事代金に利用できないこと（例：事務所、アパート、貸しビル、貸し店舗など）
 - 店舗や事務所などと住宅の複合物件の場合は、店舗や事務所などの部分の工事代金に利用できないこと
- ⑧ リフォーム工事券の使用において、登録事業所と施主間でトラブル等があった場合でも長岡京市商工会がその責を負わないこと

以上

リフォーム工事券購入にあたり、上記の内容について承諾いたします。

令和 8 年 月 日

住 所：

申込者：

㊞